

2017 年度事業計画

社会福祉法人法改正に伴う新体制のもと、30年の歴史と活動を踏まえて活動を充実、強化する。

相談者の立場にたった「相談しやすい川崎いのちの電話」を、これからも追求していく。そのための活動、研修を組織全体で考え、取り組む。活動の中心となる相談員、および活動を支える資金・支援者の増強を目指す。相談員を中心に有志による勉強会を立ち上げ、これからの10年を見通して、具体的な方策を考えていきたい。

法改正で示された「地域における公益的な取り組み」について、17年度からこれまで以上の展開を計画的に進めていきたい。

1. 電話相談の質の向上

自己課題を明確にしながらか聴く力を磨くための研修を実施する。

2. 相談員への応募者増員対策

相談員数の横ばいは全国のいのちの電話に共通した課題であるが、川崎では基礎講義（公開講座）の受講料（6,000円）を無償にする。さらに、養成研修について実施日、実施期間、実施方法など受講しやすい方策を検討し、応募者の増加につなげたい。

3. 自死遺族ほっとライン、ネット相談

川崎市からの委託事業である「自死遺族ほっとライン」（月2回）の充実と担当相談員の増員を行う。

繋がりにくい電話を補うものとして3年目に入るインターネット相談の相談員の増員を図る。

4. 研修会、講演会

- 1) 公開講座 広く市民を対象に「自殺予防市民公開講座」（7月）、「こころの健康セミナー」（10月）を開催する。
- 2) 特別研修講座 2年目となる7期研修を行う。
- 3) リフレッシュ研修 11月に計画する。
- 4) 義務スーパービジョン 相談員に義務付けられ、6月から実施する。

5. チャリティーイベント

4月22日に落語会、10月にコンサートを実施する。

6. 広報活動

- 1) 広報紙を年3回（7月、11月、3月）発行する。
- 2) ホームページを充実して、活動の広報、普及を図る。
- 3) 行政や学校、各種団体に出向いて講演などを行い、活動の広報、普及を図る。

7. 財政支援活動

活動を支えるには資金確保が欠かせない。後援会や法人会員、個人会員の加入促進を進める。

チャリティーイベント、手作り品の販売を展開する。